

新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第33条《譲渡所得》関係</p> <p><u>(配偶者居住権等の消滅による所得)</u></p> <p>33-6の8 配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。)を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の消滅につき対価の支払を受ける場合における当該対価の額は、令第95条に規定する譲渡所得に係る収入金額に該当することに留意する。</p> <p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(山林所得又は譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期)</p> <p>36-12 ・ ・ ・ ・ ・、当該資産の譲渡に関する契約の効力発生の日(農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項本文《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可(同条第4項の規定により許可があったものとみなされる協議の成立を含む。以下同じ。)を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下この項においてこれらを「農地等」という。)の譲渡又は同条第1項第7号の規定による届出をしてする農地等の譲渡については、・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(注) 1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p> <p>(土地建物等以外の資産の取得費)</p> <p>38-16 ・ ・ ・ ・ ・。</p>	<p>法第33条《譲渡所得》関係</p> <p>(新 設)</p> <p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(山林所得又は譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期)</p> <p>36-12 ・ ・ ・ ・ ・、当該資産の譲渡に関する契約の効力発生の日(農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項本文《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可(同条第4項の規定により許可があったものとみなされる協議の成立を含む。以下同じ。)を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下この項においてこれらを「農地等」という。)の譲渡又は同条第1項第6号の規定による届出をしてする農地等の譲渡については、・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(注) 1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p> <p>(土地建物等以外の資産の取得費)</p> <p>38-16 ・ ・ ・ ・ ・。</p>

改正後	改正前
<p><u>（注）配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の消滅につき対価の支払を受ける場合における譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費については、60-5 参照</u></p> <p>法第60条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係</p> <p>（昭和47年以前に贈与等により取得した資産の取得費）</p> <p>60-1 法第60条第1項及び第4項の規定は、……………。</p> <p>（注）……………。</p> <p>〔表4〕</p> <p>……………。</p> <p>（贈与等の際に支出した費用）</p> <p>60-2 法第60条第1項第1号に掲げる贈与、相続又は遺贈（以下この項において「贈与等」という。）により譲渡所得の基因となる資産を取得した場合において、……………。</p> <p>（注）……………。</p> <p>（法第60条第2項の適用範囲）</p> <p>60-3 法第60条第2項の規定は、配偶者居住権の設定に係る同条第1項第1号に掲げる相続又は遺贈により当該配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下60-10までにおいて同じ。）を取得した居住者が当該建物又は当該土地を譲渡した場合について適用があるのであるが、当該居住者から同号に掲げる贈与、相続又は遺贈により当該建物又は当該土地を取得した居住者が当該建物又は当該土地を譲渡した場合においても、その譲渡した当該建物又は当該土地の取得費については、同項の規定により、引き続きこれを所有していたものとみなされることから、同条第2項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>（「配偶者居住権等を取得した時」の意義）</p> <p>60-4 法第60条第3項第1号に規定する「配偶者居住権を取得した時」及び同項第2号</p>	<p>法第60条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係</p> <p>（昭和47年以前に贈与等により取得した資産の取得費）</p> <p>60-1 法第60条の規定は、……………。</p> <p>（注）……………。</p> <p>〔表4〕</p> <p>……………。</p> <p>（贈与等の際に支出した費用）</p> <p>60-2 法第60条第1項第1号に規定する贈与、相続又は遺贈（以下「贈与等」という。）により譲渡所得の基因となる資産を取得した場合において、……………。</p> <p>（注）……………。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>に規定する「当該権利を取得した時」とは、配偶者居住権が設定された時をいうことに留意する。</p> <p>(注) 配偶者居住権が設定された時については、昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達の全部改正について」通達23の2-2《「配偶者居住権が設定された時」の意義》参照</p> <p>(配偶者居住権等の取得費)</p> <p>60-5 配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利（以下60-10までにおいて「配偶者居住権等」という。）が消滅した場合における譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、法第60条第3項の規定により計算した金額となるのであるが、当該収入金額の100分の5に相当する金額を取得費として譲渡所得の金額を計算しているときは、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p>(配偶者居住権等の取得費に算入する金額)</p> <p>60-6 法第60条第3項の規定により配偶者居住権等の取得費を計算する場合において、配偶者居住権等を取得した後に、当該配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地について改良、改造等が行われたときであっても、当該改良、改造等に要した費用の額は、同項の規定による配偶者居住権等の取得費の計算上加算されないことに留意する。ただし、配偶者居住権等を取得した場合に、60-2において資産の取得費に算入できることとされる金額については、令第169条の2第1項又は第3項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定により計算した金額に加算して、配偶者居住権等の取得費を計算して差し支えない。</p> <p>(令第169条の2第5項第1号及び第6項第1号に規定する配偶者居住権等の「取得費とされた金額」)</p> <p>60-7 令第169条の2第5項第1号及び第6項第1号に規定する配偶者居住権等の「取得費とされた金額」については、配偶者居住権を有していた居住者が配偶者居住権等の消滅による譲渡所得の金額の計算上控除した取得費について、60-5の定めにより計算した場合又は60-6ただし書の定めにより加算した金額がある場合であっても、法第60条第3項の規定により計算した金額によることに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(配偶者居住権等の消滅につき対価を支払わなかった場合における建物又は土地の取得費)</u></p> <p>60-8 配偶者居住権の設定に係る法第60条第1項第1号に掲げる相続又は遺贈により配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地を取得した居住者が、配偶者居住権等の消滅につき対価を支払わなかった場合において、その消滅後にその居住者が当該建物又は当該土地を譲渡したときにおける当該建物又は当該土地の取得費は、当該配偶者居住権の設定に係る相続又は遺贈の時から配偶者居住権が設定されていなかったものとした場合において計算される取得費の額となることに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地の購入後に配偶者居住権等の消滅につき対価を支払った場合における当該建物又は当該土地の取得費)</u></p> <p>60-9 配偶者居住権の設定に係る法第60条第1項第1号に掲げる相続又は遺贈により配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地を取得した居住者から当該建物又は当該土地を購入した居住者が、対価を支払って配偶者居住権等を消滅させた後に当該建物又は当該土地を譲渡した場合における当該消滅の対価の額については、当該建物又は当該土地の取得費の計算上、令第169条の2第5項第2号又は第6項第2号の規定を準用するものとする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(配偶者居住権を有する居住者が贈与等により建物又は土地を取得した場合における当該建物又は当該土地の取得費)</u></p> <p>60-10 配偶者居住権を有する居住者（以下この項において「配偶者」という。）が、当該配偶者居住権の設定に係る法第60条第1項第1号に掲げる相続又は遺贈により当該配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地を取得した居住者から同号に掲げる贈与、相続又は遺贈により当該建物又は当該土地を取得したことにより配偶者居住権等が消滅した場合において、その消滅後に配偶者が当該建物又は当該土地を譲渡したときにおける当該建物又は当該土地の取得費は、当該配偶者居住権の設定に係る相続又は遺贈の時から配偶者居住権が設定されていなかったものとした場合において計算される取得費の額となることに留意する。</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(令第84条第3項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの)</p> <p>60の2-6 法第60条の2第1項に規定する有価証券等の範囲から除かれる令第170条第1項第2号に規定する「<u>第84条第3項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの</u>」には、・・・・・・・・。</p> <p>法第161条《国内源泉所得》関係</p> <p>(土地等の範囲)</p> <p>161-16 ……、温泉を利用する権利、<u>配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。）</u>、借家権及び土石（砂）などは含まれないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(<u>経過的取扱い等…改正通達の適用時期</u>)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の60の2-6の取扱いは、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日から適用する。</u></p>	<p>法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(令第84条第2項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの)</p> <p>60の2-6 法第60条の2第1項に規定する有価証券等の範囲から除かれる令第170条第1項第2号に規定する「<u>第84条第2項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの</u>」には、・・・・・・・・。</p> <p>法第161条《国内源泉所得》関係</p> <p>(土地等の範囲)</p> <p>161-16 ……、温泉を利用する権利、借家権及び土石（砂）などは含まれないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>